

成年後見制度とは

成年後見制度とは、知的障害・精神障害・認知症などによって自分で物事を決めることに不安や心配のある人が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産の協議をしたりする際に、後見人がお手伝いする制度です。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。法定後見制度では、家庭裁判所が個々に成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）を選び、その権限は法律で決められています。一方任意後見制度では、本人が任意後見人やその権限を決めることができます。

●竹富町の相談窓口は竹富町役場福祉支援課です。

成年後見制度

法廷後見制度

すでに判断能力が不十分な場合

後見



判断能力が
全くない



後見人に代理
権と取消権が
与えられる

保佐



判断能力が著
しく不十分



保佐人に特定の事項
以外の同意権と取消
権が与えられる

補助



判断能力が
不十分



補助人に一部の
同意権と取消権
が与えられる

任意後見制度

将来判断能力が不
十分となった時に
備える場合



判断能力がある
うちに任意後見人
を選んでおく

コ

ラ

ム

日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業は、認知症や障害のため判断能力が十分でない人で日常生活を送る上で不安がある人が対象です。この事業でけられるサポートは、福祉サービス利用の情報提供や手続きの支などのサポート、公共料金の支払いや預金の引き出しなど日常生活の金銭管理のサポート、通帳や重要書類などを管理するサポート、日常生活の変化の見守りなどです。

社会福祉協議会によって実施されています。所属する「専門員」や地域から派遣される「生活支援員」がサポートしてくれます。

●竹富町の相談窓口は竹富町社会福祉協議会です。

